

内装制限

出題概要

・No7は、内装制限に関連する出題が多い

・法35条の2(特殊建築物の内装)

第5章の2 特殊建築物等の内装

・令128条の3の2(制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室)

・令128条の4(制限を受けない特殊建築物)

・令128条の5(特殊建築物の内装)

・令112条(防火区画)

・令123条(避難階段及び特別避難階段の構造)

・令128条の3(地下街)

・令129条の13の3(非常用の昇降機の設置及び構造)

・法35条の3(無窓の居室等の主要構造部)

令111条(窓その他の開口部を有しない居室等) 告示249(居室の基準) 一号

〔N o . 9〕 次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。

1. 一戸建て住宅の窓のない床面積30m²のシアタールームについて、これを区画する主要構造部を耐火構造とする代わりに、自動火災報知設備を設置した。

→法35条の3（無窓の居室等の主要構造部） 令111条（窓その他の開口部を有しない居室等） 告示249（居室の基準） 一号イ、二号へ

2. 屋内から屋外避難階段に通ずる出入口に、通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後10分間当該加熱面以外の面に火炎を出さない防火設備を設置した。

→令123条（避難階段及び特別避難階段の構造） 2項二号 法2条九の二号ロ 令109条の2（遮炎性能に関する技術的基準）

3. 耐火建築物である地上2階建ての映画館において、客席（天井の高さが7m）の床面積の合計を500 m²としたので、客席の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。

→令128条の4（制限を受けない特殊建築物） 別表第1（い）欄（1）項 令128条の5（特殊建築物の内装） 1項一号

4. 延べ面積200m²、平家建ての自動車車庫において、当該用途に供する部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。

→令128条の4（制限を受けない特殊建築物） 二号 令128条の5（特殊建築物の内装） 2項 令128条の5二号

[No. 9] 次の記述のうち、建築基準法上、誤っているものはどれか。ただし、居室については、内装の制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。

1. 内装の制限を受ける地上 2 階建ての有料老人ホームの寝室において、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした。

2. 耐火建築物である延べ面積 750 m²、地上 3 階建ての図書館において、3 階部分にあるレファレンスルームの壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした。

3. 主要構造部を耐火構造とした延べ面積 300 m²、地上 3 階建ての事務所兼用住宅において、2 階に設ける火を使用する調理室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、不燃材料、準不燃材料及び難燃材料以外の材料とした。

4. 内装の制限を受ける地上 2 階建ての病院において、当該用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした。

〔No. 7〕主要構造部を耐火構造とした耐火建築物に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、居室については、内装の制限を受ける「窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。

1. 地階に設ける劇場の客席及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。
2. 各階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられた地上 20 階建ての共同住宅において、特別避難階段の階段室及び付室の天井及び壁の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とし、かつ、その下地を準不燃材料で造った。
3. 延べ面積 600 m²、地上 3 階建ての図書館において、3 階部分にある図書室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。
4. 延べ面積 1,500 m²、地上 3 階建ての物品販売業を営む店舗において、避難階である 1 階からその直上階のみに通ずる吹抜きについて、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料とし、かつ、その下地を不燃材料で造ったので、吹抜きとなっている部分以外の部分との防火区画を行わなかった。

〔No. 7〕主要構造部を耐火構造とした耐火建築物に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、居室については、内装の「制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。

1. 物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物の用途を変更し、新たに火を使用する調理室を設けた飲食店とする場合に、その調理室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。
2. 延べ面積 200 m²、地上 3 階建ての一戸建ての住宅において、1 階に設ける火を使用する調理室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、不燃材料、準不燃材料及び難燃材料以外の材料とした。
3. 延べ面積 10,000 m²、高さ 60 m、地上 15 階建ての事務所において、非常用エレベーターの乗降ロビーの天井及び壁の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でし、かつ、その下地を準不燃材料で造った。
4. 地階に設ける集会場の客席及びこれから地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。

〔No. 7〕「特殊建築物等の内装」の制限に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、居室については、内装の「制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。また、耐火性能検証法、防火区画検証法、階避難安全検証法、全館避難安全検証法及び国土交通大臣の認定による安全性は行われていないものとする。

1. 地階に設ける飲食店において、床面積の合計が80m²の客席の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。
2. 耐火建築物である地上2階建ての物品販売業を営む店舗において、各階の当該用途に供する部分の床面積の合計をそれぞれ600m²としたので、各階の売場の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。
3. 耐火建築物である延べ面積 700m²、地上3階建ての図書館において、3階部分にある図書室の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。
4. 耐火建築物である地上2階建ての劇場において、客席の床面積の合計を500m²としたので、客席の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。

〔No. 7〕「特殊建築物等の内装」の制限に関する次の記述のうち、建築基準法に適合しないものはどれか。ただし、主要構造部を耐火構造とした耐火建築物であり、自動式のスプリンクラー設備等は設けられていないものとし、居室については、内装の「制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室」には該当しないものとする。また、「避難上の安全の検証」は行われていないものとする。

1. 延べ面積 3,000m²、地上3階建ての物品販売業を営む店舗(当該用途に供する3階の床面積が 1,000m²)において、当該用途に供する居室の壁の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。
2. 延べ面積 300m²、平家建ての自動車修理工場において、当該用途に供する部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、難燃材料とした。
3. 延べ面積 1,200m²、高さ 12m、地上3階建ての有料老人ホーム(当該用途に供する3階の床面積が 400m²)において、100m²ごとに耐火構造とした床、壁及び所定の防火設備で区画された3階の居室の天井の室内に面する部分の仕上げを、不燃材料、準不燃材料及び難燃材料以外の材料とした。
4. 延べ面積 1,800m²、地上3階建ての事務所(当該用途に供する3階の床面積が 600m²)において、当該用途に供する居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを、準不燃材料とした。